

2 生徒心得

この生徒心得は、生徒一人ひとりが互いに品性と知性をそなえた豊かな人間性を養い、本校生として責任と義務をはたし、明るく規律ある生活を実現するために定める。

1 登下校

(1) 時間

登校は始業10分前までを心がけ・部活動・生徒会活動等特別の用件のないときは、17時までには下校する。ただし、11月～3月にあっては16時30分とする。

(2) 交通安全

通学の途中では、社会道徳・交通ルールを守り他人や自己の生命の安全に気をつける。

(3) 生徒手帳の携帯

手帳・身分証明書を常に携帯し、定期券の使用については、注意事項を守る。

(4) 挨拶

教職員、上級生、生徒間など明るい声で挨拶する。

2 校内生活

(1) 所持品の記名

所持品は必ず記名し、紛失しないように注意する。また学校生活に不必要なものは持参しない。

(2) 5分前行動

授業・部活動・その他の集会等全てにおいて、5分前行動を心がける。

(3) 校舎・校具の愛護

校舎や校具を愛護し、校舎内外の清掃・整頓・美化に努める。

(4) 外出

登校後は、授業終了まで原則として外出は認められない。やむを得ず外出する場合には担任の許可を得る。

(5) 拾得物・遺失物の届出

拾得物・遺失物、または、盗難にあった場合には速やかに教職員に届け出る。

(6) 下足箱・ロッカーの使用

下足箱・ロッカーは常に整理・整頓する。

(7) 印刷物の配布・掲示等

校内において出版物の発行・ポスター等の掲示・ビラの配布をする場合には、担任、生徒指導部等の関係職員に申し出て、許可を得る。

(8) 火気の注意

ストーブ等の火気使用の際は、必ず関係職員の指示に従い、その取り扱いには特に注意する。

(9) 挨拶

来客・教職員に対する会釈等の挨拶を心がける。

3 校外生活

(1) 校外生活

常に中央高校生としての品位ある行動に心がけ、学校や全生徒の名誉を傷つけないようにする。

(2) 娯楽場への出入り

酒類を提供する飲食店（居酒屋等）

遊戯場（パチンコ店等）への出入りは、認めない。

(3) 外泊

友人宅に宿泊する場合には、必ず保護者の同意を得る。

(4) アルバイト

アルバイトを行う場合は、次の条件を遵守することとし、校長の許可を得る。

1) 学校生活に支障がないこと。

2) 平日の時間帯は、17:00～21:00までとする。休日は、21:00までとする。

3) 酒類を提供する飲食店等、出入りが禁止されている場所でのアルバイトは認めない。

(5) バイク（原動機付自転車）・自動二輪・普通免許取得

1) バイクの運転免許取得は、原則禁止とする。

（特別事由のある場合のみ保護者からの申し出により検討する。無断免許取得者は、特別指導を受ける。）

2) 自動二輪の運転免許取得は認めない。

3) 普通免許取得について

ア 免許取得のための自動車学校入校は、3年の2月の自由登校以降とする。

ただし、3年生の就職内定者は11月1日以降とする。また、3年生の進学（大学・短大・専門学校）決定者及び就職希望者（未内定者）は、2学期末考査終了後とする。

イ 自動車学校への入校は、所定の手続きに従って校長の許可を得る。

(6) 祭礼参加

祭礼への参加者は、町内代表者の参加許可を得たうえで、参加届を提出する。

(7) 交友関係

交友関係を明朗なものにするため、男女の交際は節度あるものにするよう心がける。

4 欠席・遅刻及び公欠等

(1) 欠席・遅刻の事前指導

欠席、又は遅刻をする場合には、必ず事前に電話等で担任に連絡する。

(2) 遅刻当日

遅刻した場合、生徒は遅刻カードに記入し、職員室にて許可を得て授業に出席する。

(3) 欠課・早退

欠課、又は早退しようとする時は、前に担任の許可を得る。

(4) 欠席届

病気等による1週間以上の欠席の場合は、医師の証明書等（または処方箋）を提出する。

(5) 公欠の扱い

次の各事項に該当する場合は公欠とし、出席扱いとする。

- 1) 交通機関の事故等により遅刻した場合
- 2) 進学又は就職試験を受ける場合
- 3) 学校が認める公式行事等に参加する場合
- 4) その他、校長が認めた場合

(6) 忌 引

忌引の場合、担任に事前に連絡し、登校後速やかに忌引届(様式第2号)を提出する。忌引日数は、次のとおりとする。

父母(7日) 兄弟姉妹(3日) 祖父母(3日) 伯(叔)父母(1日) 曾祖父母(1日)

5 服装容儀

(1) 服 装

服装は、常に清潔・端正・質素であることに心がけ、高校生らしい品位を失わないように努める。

(2) 校 服

校服は本校所定の制服とし、冬服着用の場合は男女ともブレザーの左襟に校章をつける。

男女冬服の下に着用する衣類は本校指定のワイシャツとする。(ネクタイ着用)

男女夏服のシャツは本校指定のワイシャツとする。(ネクタイ着用は任意)

(3) 異 装

やむを得ない事由で異装をする場合には、担任に異装許可願を提出し校長の許可を得る。

(4) 頭 髪

頭髪は高校生としてふさわしい髪型とし、常に清潔に保つようにする。

パーマ・カール・染色・脱色等の特異な髪型は、禁止する。

(5) 履 物

黒・茶色の革・合皮靴または運動靴とする。※運動靴は、華美でないものとする。

上履き・体育館履きは本校所定のものとする。

(6) セーター・ベスト

本校指定のものとする。登下校時は防寒着としてブレザーの下に着用する。なお、校内では上着扱いとして認める。

(7) ブレザーの上に着る防寒着については、下記のとおりとする。

1) 色は、華美でないもの

2) 購入方法

各自購入

(8) マフラー

マフラーは高校生らしいものとし、華美なものは、原則禁止とする。

(9) 靴 下

ソックス・ハイソックス等は、白色・黒色・濃紺色・グレーの華美でないものとする。ストッキングをはく場合は、ベージュ・黒色・濃紺色の無地とする。但し、正装時の女子は、濃紺ハイソックスとする。

(11) ベルト

ベルトは黒色・茶色等、簡素なデザインのものとする。

6 下記の行為は行わない。

- (1) 他人に危害を加えたり、法律に反する行為をすること。
- (2) 高校生としてふさわしくない場所（パチンコ店等）に立ち入ること。
- (3) 飲酒・喫煙等の禁止法を犯すこと。
- (4) 試験中に不正行為をすること。
- (5) 交通法規に反する行為をすること。
- (6) その他、高校生としての本分に反する行為をすること。

7 その他

女子のスラックス着用は、本校指定のものとする。

3 服装規程

服装は常に清潔・端正・質素なものとし、高校生にふさわしい容儀と品位を失わないよう心がける。

また、登下校には必ず本校所定の校服を着用する。

1 校服は次のとおりとする。

	標準冬服	
	(男子)	(女子)
上衣	グレー シングルブレザー 左襟 校章	グレー シングルブレザー 左襟 校章
スカート		紺と緑 タータンチェック 16 枚車ひだスカート
スラックス	グレー ウインドペン	グレー ウインドペン
シャツ	ブルー ボタンダウンニットシャツ (長袖) 刺繍入り	ブルー ボタンダウンニットシャツ (長袖) 刺繍入り
ネクタイ	ロイヤルクレスト(紺) 裏生地ブルー	ロイヤルクレスト(紺) 裏生地ワインレッド
ベスト	グレー ニット 刺繍入り	グレー ニット 刺繍入り
セーター	グレー ニット 刺繍入り	グレー ニット 刺繍入り

	標準夏服	
	(男子)	(女子)
ネクタイ	着用は任意	着用は任意
シャツ	ブルー ボタンダウンニットシャツ	ブルー ボタンダウンニットシャツ
スラックス	グレー ウインドペン 夏用生地	グレー ウインドペン 夏用生地
スカート		紺と緑 タータンチェック 16 枚車ひだスカート 夏用生地

2 冬服・夏服の着用期間は、次のとおりとする。

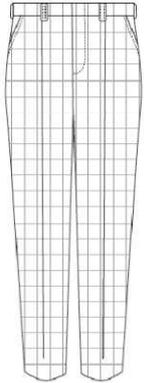
(1) 冬服 10月1日から翌年5月31日まで

(2) 夏服 6月1日から同年9月30日まで

ただし、5・6・9・10月は、気候(気温等)に応じて夏服、または、冬服どちらか一方を着用することができる。

3 冬服着用の場合は、ブレザーの左襟に校章をつける。

男子 冬服

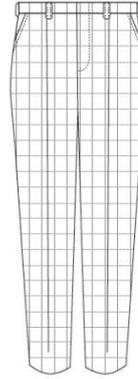


女子 冬服



表からは見えませんが
影ヒダ（ヒダ中側）に
学校ロゴマークが入っています。

男子 夏服



女子 夏服



表からは見えませんが
影ヒダ（ヒダ中側）に
学校ロゴマークが入っています。



ネクタイ（男子）



ネクタイ（女子）

